

# 経済産業省

輸出注意事項 22 第 32 号

平成 22・09・27 貿局第 1 号

外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成 22 年 10 月 7 日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達

外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成 4 年 12 月 21 日付け 4 貿局第 492 号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成 22 年 10 月 18 日から施行する。

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）

改 正 案				現 行			
(略) 1 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の対象 (略) 2～3 (略) 別紙1				(略) 1 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の対象 (略) 2～3 (略) 別紙1			
外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈		外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈	
1	(略)	(略)		1	(略)	(略)	
2	(略)	(略)		2	(略)	(略)	
	<u>貨物等省令第15条第1項第四号中に掲げる技術のうち、貨物等省令第1条第十四号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術（プログラムを除く。）のうち当該貨物の有する機能若しくは特</u>	<u>以下のいずれかに該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術（プログラムを除く。） イ 研削をすることができるところの機械であって、位置決め精度に係る申告値が0.006ミリメートルを超えるもの（貨物等省令第1条第十</u>				(新設)	(新設)

性に到達し、  
又はこれらを  
超えるために  
必要な技術

四号ハ（二）又  
は（三）に該当  
するものを除  
く。）

ロ フライス削り  
又は中ぐりをす  
ることができる  
工作機械であっ  
て、位置決め精  
度に係る申告値  
が0.008ミ  
リメートルを超  
えるもの（貨物  
等省令第1条第  
十四号ロ（二）  
又は（三）に該  
当するものを除  
く。）

ハ 旋削をすること  
ができる工作  
機械であって、  
位置決め精度に  
係る申告値が  
0.008ミリ  
メートルを超え  
るもの

注：位置決め精度  
に係る申告値  
とは、輸出貿  
易管理令の運  
用について  
（以下、「運  
用通達」とい  
う。）1-1  
（7）の輸出

			<u>令別表第1中 解釈を要する 語の欄に掲げ る語中、輸出 令別表第1の 2の項の欄中 の位置決め精 度の解釈中に 規定する「位 置決め精度の 申告値」と同 じ。</u>
	貨物等省令第 15条第2項 中のプログラ ム		<u>貨物等省令第15 条第2項に規定す るプログラムを組 み込むための数値 制御装置又は当該 数値制御装置を取 り付けることがで きる工作機械の製 造者により貨物等 省令第1条第十四 号に該当しない工 作機械を数値制御 するために、特別 に設計されたもの 又は特別に変更さ れたものを除く。</u>
	(略)	(略)	
3～5	(略)	(略)	
6	(略)	(略)	

	貨物等省令第 15条第2項 中のプログラ ム		<u>貨物等省令第15 条第2項に規定する プログラムを組み 込むための数値制 御装置又は当該数 値制御装置を取り 付けることができ る工作機械の製造 者により貨物等省 令第1条第十四号 に該当しない工作 機械を数値制御す るために、特別に 設計されたもの又 は特別に変更され たものを除く。</u>
	(略)	(略)	
3～5	(略)	(略)	
6	(略)	(略)	

貨物等省令第18条第1項第一号に掲げる技術のうち、貨物等省令第5条第二号ロ(三)若しくは貨物等省令第18条第1項第一号イ若しくはロに該当するもの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)及び貨物等省令第18条第1項第二号に掲げる技術(プログラムを除く。)

以下のいずれかに該当する貨物の設計、製造に係る技術(プログラムを除く。)

イ 研削をすることができる工作機械であって、位置決め精度に係る申告値が0.005ミリメートルを超えるもの(貨物等省令第5条第二号ハ(二)に該当するものを除く。)

ロ フライス削り又は中ぐりをすることができる工作機械であって、位置決め精度に係る申告値が0.0065ミリメートルを超えるもの(貨物等省令第5条第二号ロ(二)又は(四)に該当するものを除く。)

ハ 旋削をすることができる工作機械であって、

(新設)

(新設)

		<u>位置決め精度に係る申告値が0.0065ミリメートルを超えるもの</u> <u>注：位置決め精度に係る申告値とは、運用通達 1 - 1 (7) の輸令別表第 1 中解釈を要する語の欄に掲げる語中、輸令別表第 1 の 6 の項の欄中の位置決め精度の解釈中に規定する「位置決め精度の申告値」と同じ。</u>
貨物等省令第 18 条第 3 項第一号中のプログラム		<u>貨物等省令第 5 条第二号から第五号までのいずれにも該当しない工作機械を数値制御するために特別に設計され、又は変更されたものを除く。</u>
(略)	(略)	

貨物等省令第 18 条第 3 項第一号中のプログラム	<u>貨物等省令第 5 条第二号から第五号までのいずれにも該当しない工作機械を数値制御するために特別に設計され、又は変更されたものを除く。</u>	
(略)	(略)	

7 ~ 16	(略)	(略)
-----------	-----	-----

別紙 2 ~ 別紙 4 (略)  
参考様式 1 ~ 参考様式 4 (略)

7 ~ 16	(略)	(略)
-----------	-----	-----

別紙 2 ~ 別紙 4 (略)  
参考様式 1 ~ 参考様式 4 (略)